

謝金等に関する規定

(目的)

第1条 公益社団法人富山県診療放射線技師会（以下「本会」という。）における謝金等の支払いに関する取扱いについて、別に定めがある場合を除き、この規定に定める。

(適用範囲)

第2条 本規定における謝金とは、本会が主催する研修会・研究会等（以下「研修会等」という。）において講演や講義（以下「講演等」という。）を依頼した講師や本会が主催する事業及び本会が委託を受けた事業へ出席等を依頼した者への支払いを適用範囲とする。

(用語の定義)

第3条 本規定における用語の定義を次の通りとし、以下の標準単価を定める。

- (1) 講演等謝金：研修会等において講演等を依頼した講師に支払う謝金
- (2) 労働等謝金：研修会等において会場の運営業務・設営等に従事した会員ならびに富山県等から委託を受けた事業に従事した会員に支払う謝金
- (3) 執筆等謝金：本会が発行する出版物の原稿を執筆した者ならびに原稿を査読した者へ支払う謝金

- 2 前項以外で標準単価を定めることが適切でない個別の事業等に対する謝金単価及び本規定に記述のない謝金単価ならびに本規定の適用範囲内の謝金のうち標準単価によりがたい単価については、本会理事会において別に単価を定めることができる。また、他団体からの講師招聘に際し、その団体の謝金規定がある場合はそれを参考に定めることができる。

(講演等謝金)

第4条 本会が主催する研修会等において、講演等の講師を依頼した者への謝金の額は、別表1に定める。

- 2 研修会等の実施にあたり、事前に打ち合わせ等を要する場合には、それに要する時間を実施時間に含めて講演等謝金を支払うことができる。
- 3 スライドの作成及びスライド資料の提供に関しては講演等謝金に含むものとする。
- 4 Webセミナーによる研修会等においても本規定に準じて謝金を支払う。
- 5 第1項にかかわらず、公益社団法人日本診療放射線技師会（以下「JART」という。）に属する役員または職員に対し講演等を依頼した場合は、JARTより支払い行為がなされるため、本規定の適用外とする。
- 6 特に顕著な業績を有する者に講演等を依頼する場合で特段の事情により、第1項の規定によりがたい場合の講演等謝金の額については、本会理事会において適宜決定する

ことができる。

（労働等謝金）

第5条 本会が主催する研修会等ならびに事業において、本会が依頼した業務に従事した会員へ支払う謝金額は、別表2に定める。

（執筆等謝金）

第6条 本会が依頼して執筆ならびに査読した者へ支払う謝金額は、別表3を参考に、本会理事会で別に定める。

（講演・労働・執筆等以外の謝金）

第7条 特段の事情により第3条に定義するもの以外の謝金額については、本会理事会において定める。

（旅費の支給）

第8条 用務の遂行にあたり、旅費の支給が必要と認められる場合にあっては、本会の旅費規程を準用し、謝金と併せて支給する。

（改廃）

本規定の改廃は、本会理事会の議決によるものとする。

附則

この規定は、令和2年8月1日から施行する。

別表1 講師等謝金

（単位：円）

標準単価		分野別職位等			限度額	
区分	時給単価	大学の職位	病院における職位	民間	最高	最低
1	25,000円	教授	院長、副院長、部長、総看護師長など	役員級	50,000円	15,000円
2	20,000円	准教授	医局長、科長など	部長級	40,000円	10,000円
3	15,000円	講師	医長、科長補佐、看護師長など	課長級	30,000円	10,000円
4	10,000円	助教・助手	診療放射線技師、その他	主任、係員	20,000円	5,000円

※ 研修会・講習会等に係る会場スタッフ数は、別表2で規定する。

※ 弁護士・公認会計士・作家・俳優・僧侶・記者・アナウンサー等でフリーランスの場合は、依頼分野における経験年数等を考慮し、本会理事会において適宜決定する。

※ 公務員については、当事者と協議の上、標準単価を限度として支給の可否・額を決定する。

※ 実習を伴うものは別表2を準用する。

※ 資料の作成・提供も本謝金に含むものとする。

別表 2 労働等謝金

(単位：円)

標準単価		支給項目	
区分	支給額	役割	備考
1	1,000円/時間	スタッフ	執行者数は、受講者数が30名未満：2人、30名以上～60未満：3人、60名以上：4人とする。
2	1,000円/時間	委託事業への対応	富山県からの委託事業(原子力防災訓練・長寿の祭典など)や本会からの依頼した作業への対応。
3	8,000円/日	調査・研究班の責任者	アンケート作成・集計・報告書の作成などの取りまとめ。
4	5,000円/日	調査・研究班員	班員の人数は、本会理事会にて決定する。
5	2,000円/時間	研修会等の実習指導	ハンズオン実習、業務拡大に伴う統一講習会 等

- ※ 研修会等の受講者数が事前にわからない場合は、過去行われた同様の研修会の参加人数を参考とし、執行者数を決める。
- ※ Web セミナーにおけるスタッフの執行者数は受講者数にかかわらず原則 3 名以内とする。
- ※ 調査・研究班における謝金は、班員が集合した場合にのみ支払いを行う。集合する回数は事前に本会理事会に申請し理事会の許可を得ることとする。
- ※ 実習指導への執行者数は、その内容により一概に人数を決めることが困難であるため、事前に本会理事会に内容を申請し、本会理事会にて決定する。

別表 3 執筆等謝金

(単位：円)

標準単価		備考	限度額	
区分	原稿用紙単価		最高	最低
1	1,000円	本会が発行している会報へ掲載する原稿で一般的なもの(イベント報告書など)。	1,000円	0円
2	2,000円	本会が発行している会報へ掲載する原稿で影響度が高いもの(調査・研究報告など)。	5,000円	2,000円
3	2,000円	本会が発行する学術誌へ掲載する原稿で一般的なもの(教育用の原稿など)。	10,000円	2,000円
4	3,000円	本会が発行する学術誌へ掲載する原稿で影響度が高いもの(学術論文)	30,000円	3,000円

- ※ 原稿用紙は 400 字詰め原稿とし、それ以外は 400 字詰め原稿用紙に換算して単価を適用する。
- ※ 支払い単位は 0.5 枚とし、端数については、100 字未満は切り捨て、100 字以上は切り上げとする。ただし、全体で 100 字未満の場合は 0.5 枚とする。
- ※ 査読の謝金は、各区分の最高金額を適用する。